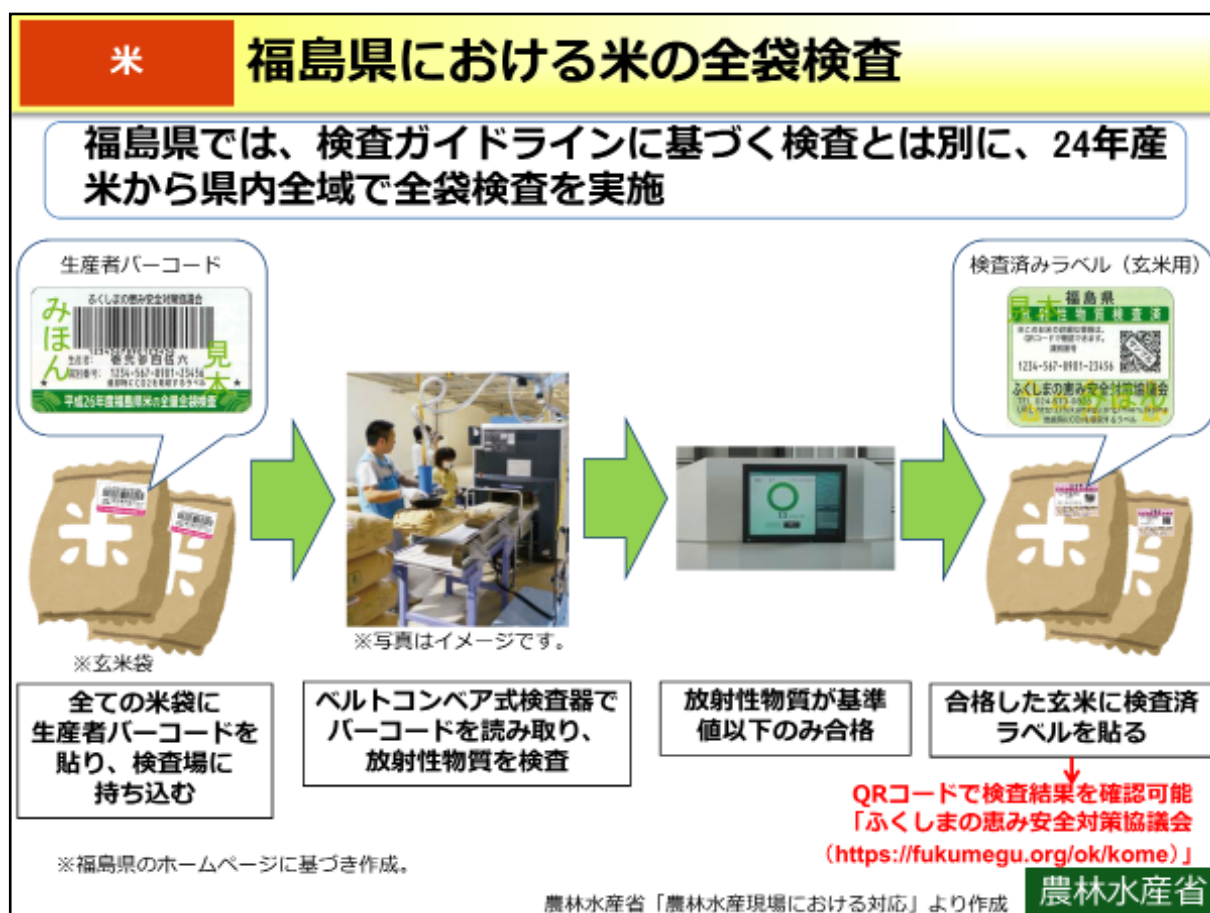




福島県では、平成24年産米から、ベルトコンベア式の検査器を用い、国から指示された地域のみならず県内全域での全袋検査を、県の取組として実施しています。

全量全袋検査に合格した米であることは、次のように確認できます。玄米30kgの紙袋で出荷される場合は、合格した米に「検査済ラベル」が貼られています。

精米で出荷される場合、その精米が全量全袋検査で合格した玄米から精製されていることを証明する「精米ラベル」が貼られています。ただし、精米ラベルは強制ではないため、全量全袋検査を受けた米でも、精米ラベルが貼られていない場合があります。

（引用：福島県「全量全袋検査に関するよくある質問」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/suiden-zenryozenhukurokensafaq.html>）

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日